

人権尊重社会づくり県民支援事業 実施要領

(趣旨)

第1 この要領は、人権尊重社会づくり県民支援事業補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第14の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(応募書類の提出等)

第2 事業の応募に当たっては、別に定める応募書類を県へ提出するものとする。

2 応募できる事業の数は1団体（又は個人）につき1つを限度とする。

(選定)

第3 第2の書類の提出があった場合において、別表の選定基準に照らし、審査の上決定する。

(補助対象事業者)

第4 交付要綱第2に規定する実行委員会形式で事業を実施する場合には、構成員及び構成団体を事業実施計画書（交付要綱様式第2号）に明示すること。

(補助対象事業)

第5 交付要綱第3に規定する補助対象事業とは以下のとおりとする。

(1) 学習会・講演会等

県民誰もが参加可能なもので、参加者が概ね20人以上見込まれるものであること。

(2) リーフレット・冊子・ビデオなどの啓発資料（以下「啓発資料」という。）の作成

県民に広く配布するか、県民が利用できるものであることとし、営利を目的としないこと。

(補助対象経費)

第6 交付要綱第4別表に規定する補助対象経費とは以下のとおりとする。

(1) 謝金・旅費交通費

ア 講師等を応募事業者及びその構成員以外から招くとき。

イ 補助対象事業における「講師等」とは、以下のとおりとする。

(ア) 学習会・講演会等において講演等を実際に行う者で、パネリスト、コーディネーター、ファシリテーター及び知事が適当と認められた者をいい、司会など専ら進行を務める者は対象としない。

(イ) 啓発資料作成において、応募事業者及びその構成員以外で作成に係わった者、取材対象者及び知事が適当と認めた者をいう。

ウ 学習会・講演会等及び啓発資料作成ともに事前打合せ等に要するものについては、対象としない。

(2) 印刷製本費

配付資料、プログラム、ポスター、周知チラシの印刷にかかるもの及びその他知事が適当と認めたもの。

(3) 消耗品費

ア 学習会・講演会等実施にあたって必要な配付資料にかかるもの及びその他の知事が必要と認めたもの。

イ 啓発資料作成にあたって直接必要となる用紙、ビデオテープ等消耗品にかかるもの及びその他知事が必要と認めたもの。

(4) 使用料

ア 学習会・講演会等の開催に要するもの。ただし、対象事業実施当日に要するものに限る。

イ 啓発資料作成における取材等に要するもの。

(事前着手)

第7 補助対象事業は、補助金の交付決定前に着手することはできない。ただし、事業の性質から事業の実施時期が年度当初に限定される場合、その他知事がやむを得ない事由があると認めた場合は、この限りでない。

2 申請者が、前項ただし書きに該当する場合には、別紙様式により人権尊重社会づくり県民支援事業事前着手届を知事に提出するものとする。

(補則)

第8 この要領に定めるもののほか、人権尊重社会づくり県民支援事業の募集に関して必要な事項は別に定める。

附則

この要領は平成22年4月1日から適用する。

附則

この要領は平成23年4月1日から適用する。

(別表)

- 1 人権問題に対する正しい知識の普及と理解の促進に対応した事業計画であること。
- 2 事業の有効性が認められること（実施時期、計画の熟度、事業効果等）。
- 3 事業の効果が組織内に留まることなく、人権意識高揚につき、広く地域住民等への波及効果が認められる事業であること。
- 4 事業の継続性、発展性が認められること。
- 5 その他知事が認める基準を満たしていること。

(別紙様式)

人権尊重社会づくり県民支援事業 事前着手届

令和 年 月 日

長野県知事様

〒 ー
住 所
団体(個人)名
代表者氏名

下記のとおり、令和 年度人権尊重社会づくり県民支援事業補助金において実施を要望する事業について、交付決定前に着手しますので届け出ます。

なお、本件について交付決定がなされなかった場合においても、異議は申し立てません。

記

1 事業の名称

2 事業の概要

3 事前着手の理由

4 着手及び完了予定年月日

(1) 着手年月日 年 月 日

(2) 完了予定年月日 年 月 日

担当部署名	
電話番号	
F a x 番号	
E - M a i l	
担当者名	